東京2020パラリンピック競技大会 マラソン競技に伴う

交通規制のお知らせ

TOKYO 2020 PARALYMPIC GAMES

9/5(日) 4:30–10:45頃

※規制解除時間については、区間により異なります。

競技スタート時間

- 6:30 T54 車いす(男子)
- 6:40 T54 車いす(女子)
- 6:50 T12 視覚障がい(男子・女子)
  T46 上肢障がい(男子)

文京区版

規制解除時間は目安であり、当日の競技状況によって、変わる場合があります。

コース周辺は、交通規制があります。車でのお出かけはご遠慮ください。

ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご協力をお願いします。

- コース及びコース周辺の道路は、長時間にわたり車両の通行が禁止されます。
- 車両を利用される場合は、広域う回路線、主な通行可能路線をご利用ください。
  また、競技直前のコース上への駐車はご遠慮ください。
- 自転車、歩行者のコース横断も規制されます。(競技中、歩道橋の通行も制限されます。)
- う回路については、現場の警察官・係員の指示に従ってください。
- 9月5日午後にはパラリンピック閉会式実施に伴う交通規制もあります。
- コース周辺での無人飛行機(ラジコン・ドローン)操縦、飛行は法令により原則としてできません。

選手等の進行方向を明示するための緑色破線(通称「ガイドライン」)※1が、コースとなる道路上※2に設置※3されます。

※1:「ガイドライン」とは、競技ルールにより、選手等が走る最短ルートを明示するために設置する道路表示です。
※2:道路交通法の表示ではありませんのでご注意ください。
※3:8月中に、順次設置されます。

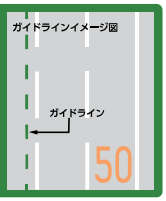

飯田橋地区

水道橋地区

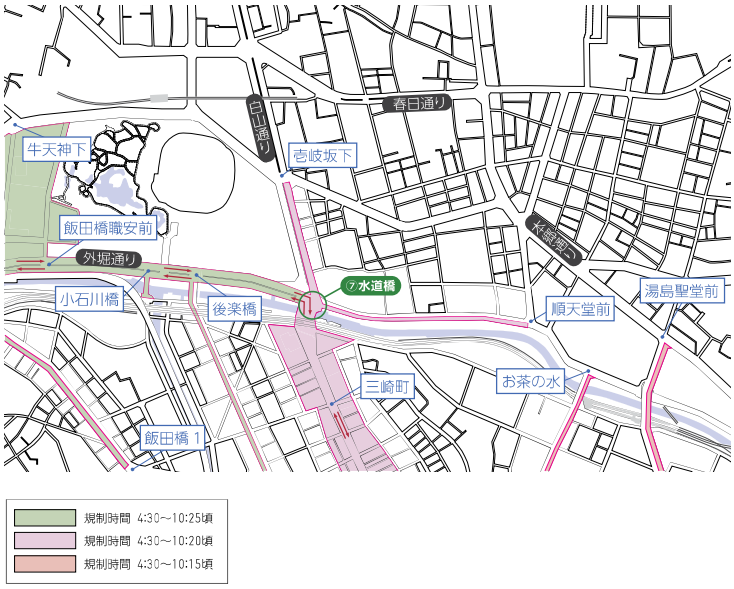

右折可能
マラソンコース
交通規制区域(居住者及び大会関係車両を除く)

※マラソンコース上は、居住者であっても車両での通行、横断はできません。
※交通規制区域は交通状況により、変更される場合があります。

神保町・神田地区

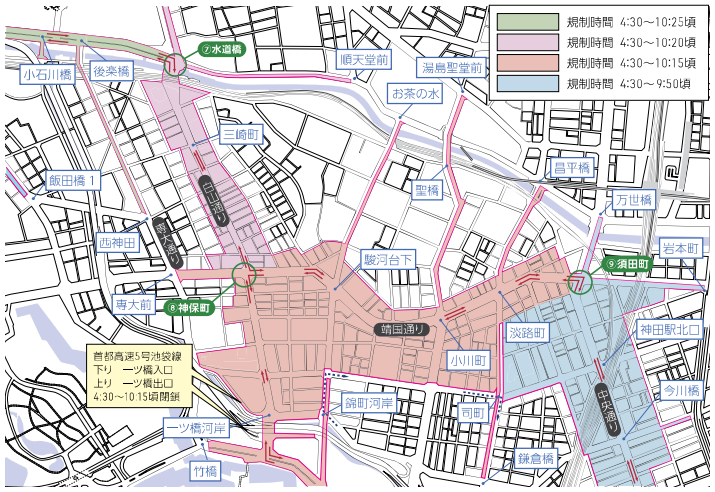

コース上の交通規制時間

区間(コース)	道路名(通称を含む)	規制時間	
⑩室町三丁目 ⇔ ⑨須田町	中央通り	4:30 ※全区間一斉開始	～9:50 頃
⑨須田町 ⇔ ⑧神保町	靖国通り		～10:15 頃
⑧神保町 ⇔ ⑦水道橋	白山通り		～10:20 頃
⑦水道橋 ⇔ ⑥飯田橋	外堀通り		～10:25 頃
⑥飯田橋 ⇔ ⑤市谷八幡町	外堀通り、靖国通り		～10:30 頃
⑤市谷八幡町 ⇔ ④住吉町	靖国通り		～10:35 頃

※⇔ 両方向とも車両の通行が禁止されます。
※コースと接続している道路も車両の通行が禁止されます。(コース直近の区間のみ)

Bーぐる迂回運行案内

路線	千駄木・駒込ルート	お問い合わせ先	日立自動車交通株式会社 03-5682-1122 文京区区民課 03-5803-1387
運休時間	始発～11:19まで		
備考	停車しないバス停 2 小石川後楽園入口 3 後楽一丁目 4 東京ドームホテル 5 ミーツポート ※目白台・小日向ルートは通常どおり運行いたします。		

<交通規制のご案内>

■東京2020パラリンピック マラソンコールセンター
03-6628-4662 <受付時間> 7月31日まで10:00～17:00 / 8月1日～9月4日 9:00～17:00 / 9月5日(競技日当日) 2:00～15:00 (※8月31日までは、土日、祝日を除く)

■その他大会に関するお問い合わせ先
0570-09-2020(有料) <受付時間> 大会期間外 平日9:00～17:00(土日、祝日を除く) 大会期間中 全日8:00～22:00

■公式ウェブサイト(マラソン交通規制ページ)
2021年8月上旬より、う回路検索も可能となります。
https://tokyo2020.org/ja/news/transportation-notice/tra-paralympic-marathon/

■その他大会に伴う交通規制
https://tokyo2020.org/ja/news/transportation-notice/

■閉会式に伴う交通規制
https://tokyo2020.org/ja/news/transportation-notice/tra-ceremony

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

チラシの使用に関する注意事項

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「本大会」といいます。）開催時における交通規制の影響を受ける会場周辺の施設の管理者・所有者等（以下「本利用者」といいます。）は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」といいます。）が作成する交通規制情報を掲載したチラシ（以下「本チラシ」といいます。）について、その使用を希望する場合、以下に定める注意事項（以下「本注意事項」といいます。）に同意した上で、当該施設内に掲示・配架することができます。
本利用者が本チラシを掲示・配架したことをもって、本注意事項に同意したものとみなします。

1.ブランド保護基準の確認・遵守

組織委員会が定める知的財産の保護（https://tokyo2020.org/ja/utilities/copyright）及び大会ブランド保護基準（https://gtimg.tokyo2020.org/image/upload/production/ujqwxe8cojnsrmewsbfa.pdf）をご確認いただき、本大会のブランド保護に関するルールを遵守してください。

2.使用条件

本チラシの掲示・配架にあたっては、以下の使用条件を遵守して下さい。

（1）本チラシは、本大会開催に伴う交通規制に関する案内目的のみに使用してください。
（2）本チラシのデータを、変更・修正・改変することは禁止します。
（3）掲示・配架可能箇所は、施設内の総合受付やパブリックスペースとします。ただし、施設内に総合受付やパブリックスペース等が設置されていない場合は、アンブッシュ・マーケティングに配慮した掲示・配架場所を本利用者が選定するものとします。
（4）掲示のための印刷可能枚数は、原則1枚とします。ただし、大規模施設等において上記(3)に記載する掲示可能箇所が複数ある場合は、その数を上限とします。
（5）営利目的（販売している商品等の広告、寄付金の募集等）での掲示・配架を禁止します。
（6）掲示・配架する施設のロゴや非パートナー企業広告・チラシ等と隣接した位置に掲示・配架することは禁止します。掲示・配架にあたっては、当該施設等が本大会に協力しているかのように誤認されることのないように注意してください。
（7）掲示・配架が可能な期間は、本利用者に影響のある交通規制が実施される期間に準じるものとします。

3.使用許諾の取消し

本利用者が本注意事項に違反して本チラシを使用した場合、その他組織委員会において本利用者による本チラシの使用を不適当と認める合理的な事由がある場合、組織委員会は、本利用者への本チラシの使用許諾を取り消すことができるものとします。その場合、本利用者は、組織委員会の指示に従い、本チラシを撤去及び廃棄するものとします。

4.権利帰属

本チラシに係る商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みますが、これに限りません。）、意匠権その他一切の知的財産権は、組織委員会又はオリンピック若しくはパラリンピックの公式団体（国際オリンピック委員会（以下「IOC」といいます。）、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」といいます。）、日本オリンピック委員会（以下「JOC」といいます。）及び日本パラリンピック委員会（以下「JPC」といいます。）を含みます。）に帰属することを確認し、本利用者はこれを争いません。

5.非保証等

本利用者は、（1）本チラシに関するあらゆる事項（本チラシの権利帰属及び本チラシの使用が第三者の権利を侵害しないことを含みます。）について組織委員会は一切保証しないこと、及び、（2）本利用者が本チラシの使用に関し一切の責任を負う旨を理解し、合意します。また、本利用者は、組織委員会、IOC、IPC、JOC及びJPC並びにこれらの代表者、役員、従業員、コンサルタント、代理人、契約者（スポンサー、サプライヤー、ライセンシー及び放送事業者を含みますが、これらに限りません。）その他関係者（以下、総称して「組織委員会等」といいます。）に対して、本チラシの使用に関する一切の責任追及を行いません。

6.免責

本利用者は、本利用者又は本利用者が監督する第三者による本チラシの使用又は本注意事項の違反に関し、直接又は間接に生じるあらゆる請求、責任及び費用について、組織委員会等を免責し、一切の責任を問いません。

7.準拠法、裁判管轄

本利用者は、本注意事項及びこれに関連する一切の事項に係る準拠法を日本法とすることに同意するとともに、本注意事項及びこれに関連する一切の事項に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに同意します。